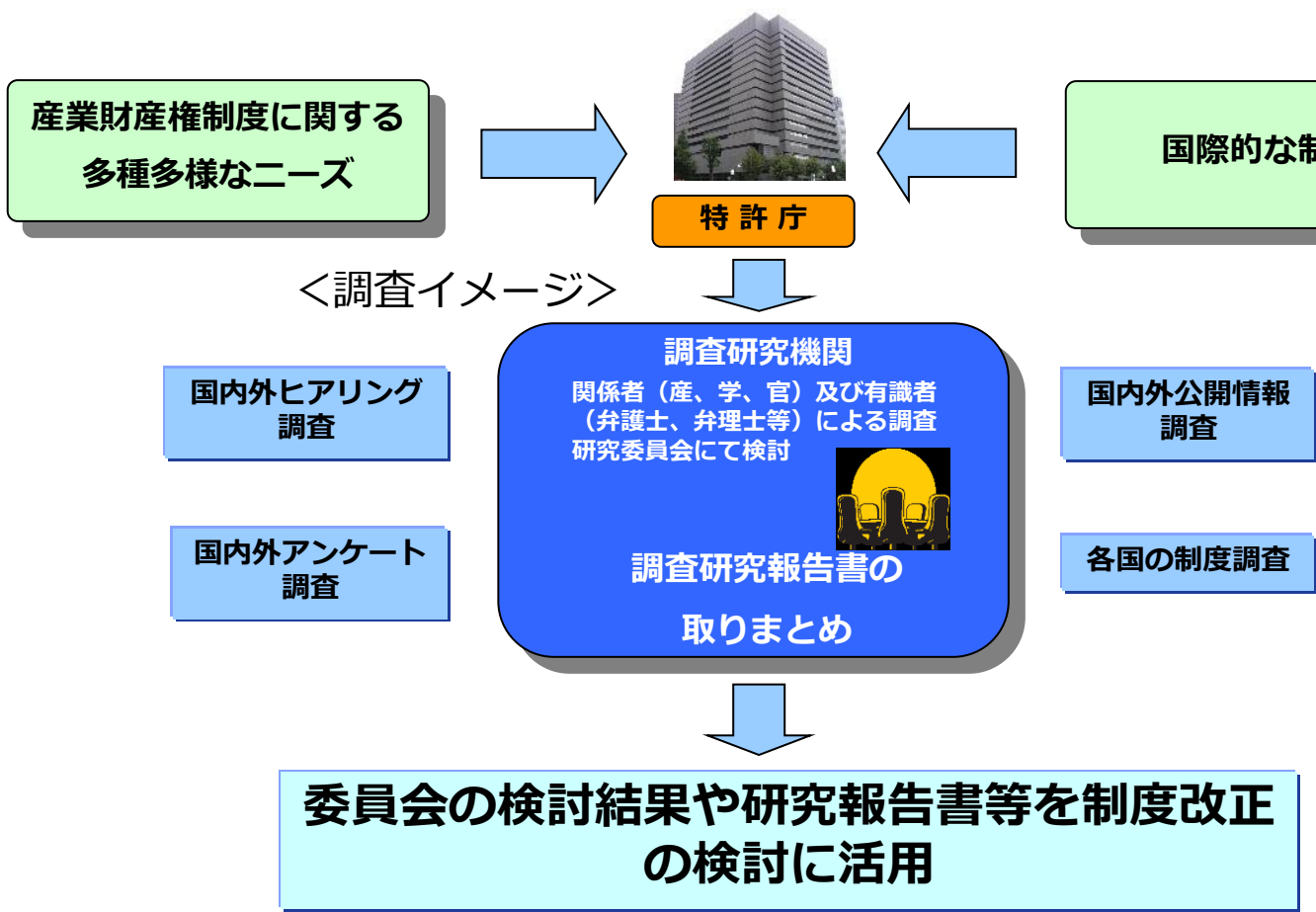


特許法等関係法令に基づく手続 等の利便性向上及び制度・運用 改善について



- 産業財産権制度に関しての企画立案に資するように、法制面や運用面について改正を行う際の基礎資料となる報告書を取りまとめることが目的。
- 調査研究テーマごとに専門家を交えた研究委員会の開催・国内外公開情報調査・国内外ヒアリング調査・国内外アンケート調査等、調査研究テーマに応じた調査・分析を行う。



＜詳細について＞

本調査の詳細については、特許庁HP（以下URL記載）に掲載しております。令和5年度研究テーマ一覧「知財エコシステムにおけるジェンダーの多様性と包摂性に関する調査研究報告書」をご参照ください。
URL: <https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/zaisanken-seidomondai.html>

＜お問い合わせ先＞

経済産業省 特許庁 総務部 企画調査課
〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3
TEL : 03-3581-1101 (内2152)

調査の俯瞰図

背景

特許法等関係法令に定める手続や形式的要件は、手続者の権利義務を実現するために求められるとともに、発明の円滑な公開や審査・運用の実施のために一定の根拠に基づく統一的な取扱いに寄与する。形式的要件を満たさない書類等が補正されない場合には手続却下などの行政処分がなされるが、公開の代償として独占権を取得する特許制度の目的や産業振興の観点からも、偉大な発明が軽微なミスのために埋もれたり、発明者が正当な利益を享受できなかったりする事態を回避する必要もある。このような課題も念頭に手続者のニーズに応えるべく、これまで各種救済措置や手続者のニーズに応える制度改正を実施してきた。

目的

これまで実施してきた施策や手続制度改正・運用改善の効果確認を実施するとともに、今後の検討予定の手続制度に関する意見等を収集し、改善や企画に反映していくことを目指す。

■ 公開情報調査

■ アンケート調査

対象：制度利用の多い企業及び代理人事務所 計500社

■ ヒアリング調査

対象：アンケート調査を踏まえ20社選定

■ 有識者会議

委員長：鬼頭雅弘（名古屋大学学術研究・産学官連携推進本部 教授）

委員：6名

まとめ

- 手続制度改正・運用改善の効果について多数の企業等からの意見を集約することができた。具体的には、制度に対する認知や定着度を踏まえた制度見直しの検討を継続していくこと。制度見直しの得失を十分に説明しつつ実施に向けた準備を進展させること。制度に対する認知度を高める周知や経過措置の最適な設定することを念頭に具体策を講じていくことが妥当。さらなる検討を続けて手続制度面の質的な向上を目指していくことが求められる。

- 1. 本調査研究の背景・目的**
- 2. 本調査研究の実施方法**
- 3. 調査結果**
- 4. まとめ**

背景

- 特許法等関係法令に定める手続や形式的要件は、他の行政分野における手続法と同様に手続者の権利義務を実現するために求められるとともに、発明の円滑な公開や審査・運用の実施のために様々な案件を一定の根拠に基づく統一的な取扱いに寄与するものである。
- 形式的要件を満たさない書類等が補正されない場合には手続却下などの行政処分がなされるが、公開の代償として独占権を取得する特許制度の目的や産業振興の観点からも、偉大な発明が軽微なミスのために日の目を見ることなく埋もれたり、発明者が正当な利益を享受できなかったりする事態を回避する必要もある。
- このような課題も念頭に手続者のニーズに応えるべく、これまで各種救済措置や手続者のニーズに応える累次の制度改正を実施してきている。

調査目的

- 今後も特許制度の目的に従い、産業の発展に寄与するような発明の利用促進のため、効果的・効率的な手続制度について模索していくべきと考えられる
- これまで実施してきた施策や手続制度改正・運用改善の効果確認を実施するとともに、今後の検討予定の手続制度に関する意見等を収集し、改善や企画に反映していくことを目指す。

①

公開情報 調査

目的： 申請人登録手続等に関するインタラクティブな手続の実現に向けた検討、ePCT活用の可能性などPCT国際出願手続に関する検討、手続の利便性向上・簡素化に向けて近年導入された施策効果の確認や今後導入・改善が必要な措置の検討に資する情報を調査し整理する

内容： 2020年から2024年に公表された書籍、論文、調査研究報告書、審議会報告書、事例集、データベース情報及びインターネット情報等を調査

②

アンケート 調査

目的： 産業財産権に関する手続等に関する幅広い意見等を収集し、個別の制度活用状況や制度利用者における制度改革ニーズを把握する

内容： 回答者の概要、出願ソフト（電子出願ソフト）の利用状況、手続ツールの機能に関する要望、PCT出願の現状、ePCTの利用状況、PCT出願・予備審査請求の国際出願関係手数料に係る軽減・支援措置の利用状況、国内優先権の活用状況及びメリットや改善点、分割出願制度（特許法第44条）に対する評価、特許庁における、受付・方式・登録業務等に関するサービスの水準・品質、制度改革等に関する要望や問題提起について調査

対象： 2018年から2022年に制度を利用した代理人事務所及び社内弁理士等を活用した企業（以下「代理人事務所等」という。）に対してアンケート調査を実施

3

国内ヒアリング調査

目的：今回調査対象としている制度等の活用・運用状況や改善ニーズについて詳しく聞き取る他、制度・運用面の見直しに関する意見交換を行う

内容：アンケート回答内容に関する確認、国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げ、権利移転等における印鑑登録証等の取扱い、電子特殊申請、ePCTで利用可能な納付方法と署名方法等についてのご意見・ご要望の把握

対象：アンケート調査回答者（企業及び代理人事務所）より20者選出
対面及びオンラインにより聞き取りを実施

4

有識者との意見交換

委員長：鬼頭 雅弘（名古屋大学学術研究・産学官連携推進本部 教授）

委員：市川 ルミ（弁理士法人ATEN 所長 弁理士）
加藤 勇人（NOK株式会社 CorporateTechnologyOffice 主幹）
木下 昌威（日本発條株式会社 研究開発本部 知的財産部 主査）
木村 千恵子（富士電機株式会社 技術開発本部 知的財産センター 知財管理部 部長）
佐藤 由薫（キヤノン株式会社 知的財産法務本部 知的財産アドミニストレーションセンター 知的財産オペレーション部部長）
吉田 正義（弁理士法人ドライト国際特許事務所 代表弁理士）

内容：調査結果を踏まえ今後の手続制度の見直しに関する意見聴取を実施

分類

公開情報調査で確認された事項

手続の利便性向上・
簡素化に向けて今後
導入・改善が必要な
措置の検討

- 日本における国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げの現行制度・運用に関する考え方や意見、利便性に関することに焦点を当てて現状を整理。
- 日本における国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げ制度の見直しを検討する際の参考情報として、日本の国内優先権制度と趣旨又は効果が類似する外国の制度について整理・比較を行った。

ePCT活用の可能性
などPCT 国際出願
手続に関する検討

- ePCTが利用可能な受理官庁としては、70以上の各国官庁が該当（2024年時点、日本国特許庁は出願受入れは未対応）。
- 日本国特許庁においては、国際出願手数料等支援措置を講じており、手続の簡素化も進められている。

特許（登録）料の
納付等その他の制度
や手続

- 特許料等の納付には米国、独国、英国、及び韓国において納付書を提出する必要がある。
- 追納制度はいずれの国においても存在し、追納時に割増登録料の納付が必要。

その他の制度や手続
（公的証明書、印鑑
証明書の取扱い）

- 行政手続の利用者負担の軽減や、運用の効率化のために、電子化や情報連携を進めることで、証明書類の添付省略を進める動きが、各分野の行政手続において進められていることを確認。
- 実印と印鑑証明書が求められる手続のうち、「会社設立」、「法人の役員変更」、「遺産相続」、「公正証書の作成」の一部手続において、印鑑証明書の提出が不要となっていることを確認。

項目

アンケート調査で把握したメリット・デメリット、制度改正ニーズ

①実施概要

- ・ 出願手続件数の多い代理人事務所及び企業等500者に対する郵送法（郵送配布・郵送等回収）によるアンケート調査を実施。回収数は273者（回収率 54.6%）
- ・ 回答者の内訳は、製造業 51.6%、サービス業 2.9%、代理人事務所 40.3%、その他（大学等）5.1%

②申請人登録手続等に関するインタラクティブな手続について

- ・ 電子出願ソフトの利用について、8割強が今後も利用していく考えにある。
- ・ 新たな手続ツールの導入時の留意点としてセキュリティの担保、事前準備の負担軽減について関心が高い。

③PCT国際出願手続に関する制度について

- ・ 権利化を目指す国数が直接出願又はPCT出願の選択に影響を与えないこと、為替は出願動向に影響を与えないことといったここ数年のニーズの詳細について確認できた。
- ・ ePCTの利用について、未利用者が6割近くとなったが、一定比率の利用が確認できた。また高度な認証を利用している比率も一定数あることが確認できた。
- ・ 手数料の納付方法について、クレジットカード利用の認知が高い一方、予納による納付を継続させたい声も強い。

項目

アンケート調査で把握したメリット・デメリット、制度改正ニーズ

④国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げの現行制度・運用について

- ・ 国内優先権制度は状況に応じ活用している（顧客の要請に応じた場合を含む）旨の回答が2/3近くを占めた。
- ・ 利用のメリットについて、「基本的な発明の出願の後に、改良発明とまとめて包括的な内容で後の出願を行うことができる」の割合が8割超。「軽微な不備等を発見した場合に、優先日を維持したまま不備を正した後の出願を行うことができること」が続いた。デメリットとしては、「後の出願への実施例の追加等により、意図しない請求項についてまで実体審査の判断基準時が繰り下がる可能性がある」の割合が最も高く、半数以上となった。
- ・ 国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げ廃止のメリットについては権利化の柔軟性が高まることや有意な権利化戦略を構築できることが上位となった。デメリットとしては出願公開を回避するための出願取下げ手続対応の手間を上げる意見が多かった。

⑤特許庁のサービスに対する評価について

- ・ 特許庁のサービスに対する評価としては、手続に関する通知、専門官の対応、情報提供それぞれを評価する声が多かった。

⑥小括

- ・ 「制度利用者の利便性向上」「手続等の効率化追求」「計画的かつオープンな制度見直しの実施」に対するニーズについて確認することができた。特に、国内優先権制度や手続のデジタル化について強い関心が確認できている。
- ・ こうした現行制度の利用のされ方や制度見直しのメリットのみならずデメリットについても踏まえつつ、適切な手順や十分な説明をもって制度見直し等に取り組むことについて要望が一定数あることを確認できた。
- ・ 一部の制度について認知がなされていない実態も確認できたことから、制度に対する認知度を高め制度見直しに対する関心度を拡大させていくことも重要な施策になると考えられる。

項目

ヒアリング調査で把握したメリット・デメリット、制度改正ニーズ

①実施概要

- ・ 対象：アンケート調査回答者より代理人事務所9者及び企業11者 計20者
- ・ 方法：対面若しくはオンラインによるインタビュー形式
- ・ 目的：調査対象としている制度等の活用・運用状況や改善ニーズの把握

②国内優先権制度について

- ・ 制度活用のメリットとしては、出願日を早期に確保しつつ、改良部分を追加した後の出願をすることができる点を挙げる声が多かった。特に、発明が開発に時間がかかる技術分野であったり、出願人が技術の対外発信を急ぐベンチャー企業であったりする場合、そのメリットが大きいとの声があった。他方、デメリットとしては、実施例を後の出願の明細書に加えたことにより、後の出願の特許請求の範囲に記載された発明の要旨となる技術的事項が、先の出願に係る技術的事項の範囲を超えることとなり、その超えた部分については優先権効果が認められなくなる可能性に対する懸念の声が多かった。
- ・ 国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げを廃止した場合のメリットについては、先の出願と後の出願とを合わせて権利範囲を検討できることや、後の出願で優先権の効果が認められず拒絶となった場合でも先の出願で権利化が図れることを挙げる声が多かった。他方、デメリットについては、先の出願が公開されることや特許法第39条に基づく拒絶理由通知の増加への懸念の声が複数挙がっていた。
- ・ 先の出願が公開されることや特許法第39条に基づく拒絶理由通知の増加への懸念の声がある一方、国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げを廃止することに大きな問題は生じないとの意見も少なくはなかった。

項目

ヒアリング調査で把握したメリット・デメリット、制度改正ニーズ

③権利移転等における印鑑登録証等の取扱について

- ・ 権利移転や名義変更等の際に国内在住者について印鑑登録証明の提出を必須としない場合、偽造リスクへの懸念等の意見があった一方、手続が簡素化されて良い等の意見が得られた。
- ・ 印鑑登録証明の提出を省略するための確認の宣言をする者を、代理人がいる場合は代理人、本人手続者の場合には本人宣誓、合理的疑義がある場合にのみ特許庁から提出指令を行う運用とする場合、本人宣誓の意義への疑問を示す意見があった一方、手続が簡素化されて良い等の意見が多く得られた。

④電子特殊申請の利用・出願ソフトの利用について

- ・ 電子特殊申請について、肯定的な意見に加え、操作が煩雑である・分かりにくい等の意見が得られた。また、具体的に追加してほしい機能、及び電子特殊申請で提出可能としてほしい手続に関しても意見が得られた。
- ・ 手続に際し法人又は代理人の識別番号に登録した電子証明書で認証する必要があることについては、問題ないとの意見とともに電子証明書ダウンロード・更新時の負担についての意見が得られた。

⑤ePCTで利用可能な納付方法と署名方法について

- ・ ePCTを利用したPCT国際出願に関する料金納付方法について、現状クレジットカードにより納付している者からは、クレジットカードが何らかの理由で使えないときに予納制度を使うことがあるため、予納による料金納付もできると良いとの意見も得られた。
- ・ ePCTを利用した申請時には電子証明書による署名に加え、テキスト署名、イメージ署名及び外部署名を利用可能となることについては、選択肢が増えて良いとの意見が得られた。

項目

有識者会議にて確認したメリット・デメリット、制度改正ニーズ

①実施概要

- ・ 日時：2025年1月25日（火）15:00～17:00 対面方式
- ・ 場所：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社会議室
- ・ 参加者：委員長及び委員 計6名、特許庁関係部署担当者、事務局

②意見交換 主な内容

- ・ 国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げ制度の見直しに掛かる得失について討議し、総じて制度改正について異論は見られなかった。ただ、管理コストが増えることなどの留意点も想定され、そうした点を解消する仕組み等を併せて検討することの要望もあった。
- ・ ePCT活用の可能性について討議し、ePCTを経由して書類が発送されることになればPCT関連の発送がオンライン化されることはメリットとなること、何らか発送書類が届いた場合メールでの通知も含め官庁側によるフォローの充実を求めること、納付方法については現在の納付実態に合わせて検討することの意見や要望を得た。
- ・ 電子特殊申請により効率化が進んだといった評価を得た。他方、デジタル署名アプリの導入が必要なことや権利共有者にデジタル署名利用を許諾してもらうことがハードルになるケースなどの問題点も確認できた。

項目① 国内優先権に基づく先の出願の取扱いの見直し

制度改正 に対する ニーズ変化

- アンケート調査及びヒアリング調査より、国内優先権制度に基づくみなし取下げに対する見直しに賛同する声が一定数確認できた。
- 他方、長く運用されてきた制度を改正することの影響も小さくないことから、円滑な制度切替を想定した準備作業（周知期間や経過措置期間の確保など）が必要とのコメントがあった。

メリット・デメリット を総合的に 評価し判断

- 先の出願と後の出願の両方を生かして権利範囲を検討できることや、「後の出願への実施例追加等により意図しない請求項まで実体審査の判断基準が繰り下がる場合に、係属中の先の出願で権利化を図れる」（判断基準時の繰り下がりリスクへのセーフガード）ことがメリットとして認識されている。
- 国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げの見直しによるユーザー実務への影響（デメリット）としては、「特許法第39条に基づく拒絶理由が生じるリスク」や「先の出願の公開回避のための出願取下げの管理負担の増加」が懸念されている。

制度運用の 環境変化を想定した 着実な実践 に向けて

- 特許庁における業務効率化やPCT国際出願制度における国際調和の必要性も考慮し、制度簡素化に向けた見直しを進める方向性は妥当と考えられる。
- 制度の利点を維持しつつ、一層の簡素化に向けて、先の出願について、通常の出願と同じ取扱い（出願から3年以内に審査請求がなければみなし取下げ）とし、出願の日から1年4月後の国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げを廃止していくことについて有識者会議においては一定の理解が得られた。
- 制度見直しをする場合は、ユーザー実務への影響には十分留意必要があり、実務への影響の最小限化を図るべく、事前の周知や注意喚起を徹底することが不可欠となる。

項目② ePCTによるオンライン出願・発送の導入

制度改正 に対する ニーズ変化

- アンケート調査及びヒアリング調査より、WEBサービスである「ePCT」を活用したオンライン出願・発送の導入を求める声は多い。
- PCT国際段階の発送書類は、特許庁から出願人に全件書面で郵送しており、オンライン発送を求める声も多数みられる。

メリット・デメリット を総合的に 評価し判断

- 現在の特許庁の出願ソフトを利用したPCT国際出願の手続を念頭においた特許庁側のシステム改造にはコスト・時間が必要であり、かつ、頻繁なPCT規則改正などにタイムリーに対応することが困難な状況にある。
- ePCTを活用することにより、WIPO提供の外部システムを通じて一元的に国際出願関連書類の提出及び発送のオンライン化を実現し、頻繁に改正されるPCT規則に迅速・柔軟に対応できる環境構築が期待できる。

制度運用の 環境変化を想定した 着実な実践 に向けて

- 現行制度の課題を解決してユーザーの利便性向上を図ることは有意であり、特許庁側での運用コストの圧縮にもつながる。
- PCT国際段階の通知について、PCT実施細則における関連規定に準じて、ePCTを通じた発送の時点を確認するなど、所要の措置を行うことは妥当と考えられる。
- 相手方（出願人）の電子計算機への「到達」時点が基準とされているのに対し（特例法第5条第3項）、ePCTについては、PCT実施細則において「出願人電子システムにより検索可能になった日に出願人に送付されたものとみなす」（709(b)の2）として国内法令とは異なる考え方が採用されている。

項目③ その他（電子特殊申請、出願ソフト等の受付系システム刷新他）

電子特殊申請

- 2024年より開始された電子特殊申請は利用率を着実に伸ばしてきた（2024年10～12月で約40%）
- アンケート調査やヒアリング調査では、電子特殊申請の満足度が低いことが確認された。引き続き利用率を高めるための周知や啓発が必要となっている。
- 申請者にとって、作業効率化が期待できるものであり、一層の普及により、特許庁に対する申請業務の社会的なコストを圧縮できることをメリットに掲げることができる。

出願ソフト等の受付系システム刷新

- 「申請人が申請書類を作成する際、特許庁に登録されている申請人情報（氏名・住所等）を提示したり自動埋込したりする機能」の割合が最も高かった。また、留意が必要な事項として、「なりすまし防止など電子証明書の利用によるセキュリティの担保」の割合が最も高かった。
- 現行の出願ソフトで提供しているAPIを引き続き提供するように求める声もあった。

制度運用の 環境変化を想定した 着実な実践 に向けて

- 業務効率化・デジタル化の推進、他省庁との連携等により、紙手続や重複手続に起因する申請人・特許庁職員双方の負担を軽減させることは重要であり、必要な措置を行うことは妥当と考えられる。
- 利用者からの改善要望について、重要度や緊急度その他、改善効果（経済性を含む）を整理し、検討していくことは妥当と考えられる。
- 必要な機能や求められるセキュリティ水準等を設定し、具体的なユーザーインターフェースや機能のあり方を含め新たなサービス提供形態について検討を継続していくことが望まれる。

ニーズに対する 対応の基本的な 考え方

- アンケート調査及びヒアリング調査、有識者との意見交換においてニーズを把握した。「制度利用者の利便性向上」「手続等の効率化追求」「計画的かつオープンな制度見直しの実施」に対するニーズの存在が把握できた。
- こうしたニーズに応えていくことに加え、特許庁内部での効率化やDX促進といった行政課題への対策も考慮し、総合的な見地より制度見直し等の対応を判断し実践していくことが重要となる。

効果的・効率的な手 続制度見直しに向け て

①制度に対する認知や定着度を踏まえた制度見直しの検討を継続

- 現行制度の利用状況を踏まえつつ、適切な手順をもって制度見直し等に着手・推進していくことが必要である。

②制度見直しの得失を十分に説明しつつ実施に向けた準備を進展させる

- 社会全体での合意形成を着実に図っていくためにも、メリットとデメリットを適切に提示し、制度見直しの妥当性の説明を着実に行っていくことが必要である。

③制度に対する認知度を高める周知や経過措置の最適な設定

- 制度の認知度を高めることが制度見直しに対する関心拡大につながると考えられ、必要な情報発信や利用促進を図っていくことが必要である。

禁 無 断 転 載

令和6年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究
特許法等関係法令に基づく手続等の利便性向上及び
制度・運用改善について
(要約版)
令和7年3月

請負先
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2